

感染症対策指針

おちあい薬局グループ

当薬局は、患者さんの健康と安全を守るための義務が求められる医療機関として、感染を未然に防止し、万が一感染症が発生した場合は感染が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、患者さんの健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を調剤薬局における感染予防対策体制として確立し、適切かつ安全で、質の高い医療サービスの提供を図る事ができるよう、感染対策マニュアル、感染症業務継続計画(感染症BCP)などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当薬局における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ①おちあい薬局グループ全体で「感染症対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ②職員の清潔保持及び健康状態の管理に努め、特に調剤薬局が感染源となる事を予防し、患者さん及び職員を感染の危険から守る事を目的とした「感染症対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 患者さんへのマスク着用、手指消毒の依頼
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 薬局内の衛生管理
- ③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」を定期的実施する。
新入社員に対しては別途研修の開催を行う。
- ④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的実施する。
新入社員に対しては別途訓練の開催を行う。
- ⑤感染症対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。
- ⑥感染症発生時に予防対策ができるように感染防護具(マスク、フェイスシールド、ガウン等)、消毒液等を平時より備蓄しておく。
- ⑦感染症発生時に地域の感染拡大防止のため、感染防止・感染予防に要する製品(マスク、消毒液等)、検査キット、発熱疾患の治療に用いるOTCの販売ができる体制を準備しておく。

(2) 発生時の対応

- ①国内・県内感染例が報告された際は状況に合わせて感染症BCP(感染症業務継続計画)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努めるとともに、薬局内における感染対策を強化し、

感染拡大の防止に努める。

②国内・県内感染例の発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ)空間・動線の区分け、及び服薬指導実施方法の確認

※感染患者さん、及び感染が疑われる患者さんには駐車場車内(もしくは院内隔離箇所)での

待機を指示し、電話等通信機器を用いて服薬指導等を行い、

医薬品は駐車場車内(もしくは院内隔離箇所)への配達を行い対応する。

抗原検査等で陰性が判明した患者さんは、薬局内で服薬指導を行う。

ロ)薬局内の消毒・換気の徹底。

③感染患者さんと対面して対応する場合の予防対策の徹底。

イ)必要に応じてマスク、フェイスシールド、ガウン等を使用し、感染防御に努める。

ロ)接触時間を極力短くするように工夫を行う。

④職員の感染及び感染疑いによる休みの連絡・対応に関しては感染症BCPを参照。

3. 感染症対策委員会、及び社員教育・社員訓練に関して

(1) 感染症対策委員会の設置・開催

①委員会メンバー

(委員長)落合晋介、(各委員)下菌武晴、下菌朋菜、各薬局長

②内容

感染症BCP、社員教育、社員訓練の定期的な見直し(ブラッシュアップ)、感染症動向の確認。

感染症(感染経路や菌・ウイルスに関する情報、予防方法や感染症対策方法)に関する

新知見の情報共有。

③開催時期・回数

基本的に年2回(7月→夏休みによる人の移動の増加、1月→2～3月冬場の感染症増加)開催予定。

なお、委員長の指示により臨時開催を行う事もある。

(2) 社員教育(内容・開催時期・開催回数)

感染症(感染経路や菌・ウイルスに関する情報、予防方法や感染症対策方法)に関する

基礎的な知識、座学内容が中心。

全体研修会(WEB研修会も可)により行う。

通常年1回。新人薬剤師の採用時期に合わせて毎年5～7月ごろに開催予定。

なお、中途採用の職員がいる場合は、別途その職員向けに社員教育を行う。

中途採用の職員に関しては直近の社員教育の動画を閲覧する事で開催の代替も可能とする。

(3) 社員訓練(内容・開催時期・開催回数)

通常年1回。新人薬剤師の店舗決定時期に合わせて毎年9～10月ごろに開催予定。

開催は各店舗において薬局長の指導の下行う。

なお、中途採用の職員、異動の職員がいる場合は、別途その職員向けに各店舗において

薬局長の指導の下、社員訓練を行う。

4. 当指針の変更、及び廃止手続に関して

本指針の変更および廃止は、感染症対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、令和6年5月25日から適用する。